

志賀原子力発電所 原子炉施設保安規定変更認可の申請について

平成19年6月13日
北陸電力株式会社

本日、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき、志賀原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を経済産業大臣に申請しました。今後、申請の内容について国の審査を受けることになります。

変更の主な内容は、志賀原子力発電所1号機臨界事故及び発電設備総点検調査結果に関する行政処分として指示を受けた平成19年5月7日付け「保安規定の変更命令について（平成19・05・01原第4号）」への対応、及び再発防止等を目的として実施を計画している組織改正に関するものです。

当社は引き続き再発防止対策を確実に実行するとともに、地域の皆さまの信頼回復に向け、「隠さない風土と安全文化の構築」を経営の原点に、新しい北陸電力を創り上げてまいり所存です。

以上

添付資料 保安規定変更認可申請の概要について

原子炉施設保安規定：原子炉の運転や保安のために必要な事項を定めた規定であり、事業者が作成・申請し、国の認可を受けているもの。

保安規定変更認可申請の概要について

1. 保安規定の変更命令に基づく変更

(1) 経営責任者（社長）の関与

- ・ 社長の原子力安全の確保に対する関与を強化する。
- ・ 所長は国に報告を行うべき事象や想定外の制御棒引き抜け等、重大な事象が発生した場合には社長に直ちに報告を行う。

(2) 原子炉主任技術者の位置付け

- ・ 主任技術者を支配人以上とし、主任技術者の職務を専任させる。
- ・ 主任技術者は、異常の発生及び保安の監督状況を社長に報告する。

(3) 想定外の制御棒引き抜けの扱い

- ・ 挿入又は引き抜きの操作を行っていない制御棒が動作した場合も異常発生時に該当するようにする。
- ・ 異常が発生した場合、主任技術者が自らの責任において事態を確認し、その結果を社長に報告する。

(4) 作業手順書等の遵守と関係者への徹底

- ・ 発電所の保安に関する業務を行う者が社内規則や作業手順書に基づいて確実に作業を行なうことを徹底させるため保安教育を充実する。
- ・ 作業に当たっては、社内規則や作業手順書で役割分担を明確にし、関係箇所及び請負会社と必要な情報共有を行う。

(5) 警報等印字記録（アラームタイパー）の保存

- ・ 警報等印字記録（アラームタイパー）を10年間保存とする。

2. 組織変更に伴う変更

(1) 原子力本部の設置

- ・ 原子力本部を設置し、原子力本部長は原子力部及び発電所を直接的に指導・統括する。

(2) 品質管理部の設置

- ・ 本店に品質管理部を設置し、品質管理部長は、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。

(3) 発電所と原子力部の業務分担見直し

- ・ 運転基本計画等の一部業務を発電所から原子力部に移管する。

(4) 「購買部」の分離改組

- ・ 購買部を燃料部、資材部に改組する。